

市内で新たに創業する方に対し、創業に係る経費の一部を補助します ～「千葉市創業支援補助金制度」を創設～

千葉市では、市内での創業を促進するため、創業者向けセミナー等特定創業支援等事業を受講した方を対象とした「千葉市創業支援補助金制度」を創設しましたのでお知らせします。

1 補助事業者

以下の条件を全て満たす必要があります。

- (1) 補助金交付申請時点で創業2年以内の創業者又は創業予定者。
- (2) 特定創業支援等事業の全日程を受講した創業者又は創業予定者（受講から2年以内）。
- (3) 市内に住民票若しくは主たる事業所を置く個人又は市内に本店を設置する法人。

※特定創業支援等事業については、市ホームページをご参照ください。

【URL】 <https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/sangyo/sougyoshienkeikaku.html>



2 対象経費

次のいずれにも該当する創業に係る経費が対象です。

- (1) 創業時に必要な経費（申請書作成等経費他）
- (2) 事業活動に直接関わる経費（工事費、設備費、広報費他）
※消耗品費や日常的な事業活動に係る経費ではなく、創業準備、事業開始に必要となる経費

たとえば

- ・法人設立時の登録免許税
※特定創業支援等事業の優遇措置との併用で、登録免許税の実質負担を0円とすることも可能です。
- ・事務所等の内外装工事、機械装置、工具の調達費、HP制作委託費、チラシデザイン費等
- ・創業準備段階で、有料の託児サービス等を利用する経費

3 対象期間

補助金の交付決定日から交付決定日の属する会計年度の3月31日まで

4 補助額

補助対象経費（税抜き）の1/2以内、最大30万円まで

5 申請期間

- (1) 1次募集 令和3年 8月11日（水）～ 9月 7日（火）必着
- (2) 2次募集 令和3年12月 1日（水）～12月28日（火）必着
※各募集において予算額に達した時点で、受付を終了する場合があります。

6 申請方法

申請書類を原則郵送でご提出ください。

※申請書類及び交付までの流れ等については、市ホームページをご覧ください。

【URL】 <https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/sangyo/2021sougyousiennhozyokin.html>



7 問い合わせ先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1-1

千葉市経済農政局経済部 産業支援課

【TEL】 043-245-5292 【FAX】 043-245-5590 【E-MAIL】 sangyo.EAE@city.chiba.lg.jp

8 添付資料

千葉市創業支援補助金チラシ